



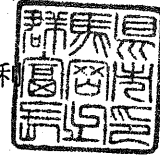
富岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成24年9月27日

富岡市長 岡野光利



変 更 調 書

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	河原田	103の1の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字後藤治に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	宮谷戸	166の1の一部、184の一部、185の1の一部、185の2、186、187の1、187の2、188の一部、189の一部
	西谷戸	201の一部、202の1の一部、202の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字河原田に変更する。

妙義町諸戸字西谷戸201に隣接する道路の一部である市有地を妙義町諸戸字宮谷戸に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	宮谷戸	190の一部、191の一部、193の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する水路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字西谷戸に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	諸	491の一部、493の一部、494の一部、495の1の一部、497から500までの各一部
	大ノ入	1265の4
	新屋	303の5

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字後口田に変更する。

妙義町諸戸字新屋282の4を妙義町諸戸字諸に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	戌亥	693の一部、694の1の一部、694の2の一部、695の一部、 696、697
	南澤	762から766まで、767の1から767の3まで、768の1、 768の5、768の6、甲769、甲786の一部
	道場	788の一部、789の一部、792の一部、793の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字駒場に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	駒場	761の一部
	尾崎	848の一部、854の一部、855、856、857の一部、865の一 部、甲867の一部、868から870までの各一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字道場に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 諸戸	駒場	761の一部
	南澤	甲786の一部
	道場	787、788の一部、789の一部、791の一部、803の一部、 804、805の1、805の2、甲806、乙806、807、 808、809の一部、810の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を妙義町諸戸字尾崎に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 菅原	悪津	2453の1の一部、2454の一部、甲2455の一部、2456の一 部、甲2457、2457の2、2457の3の一部
	竹松	2834の1の一部、乙2834の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び妙義町菅原字五反田506の1に隣接する水路である市有地の全部並びに妙義町菅原字尾崎385の1、385の2、410に隣接する水路等である国有地の全部を妙義町菅原字尾崎に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 菅原	悪津	2440の1の一部、2440の2の一部、2440の3、2440の4の一部、2441の一部、2442の1の一部、甲2442の一部、甲2446の1の一部、甲2446の2の一部、乙2447の1、乙2447の2の一部、2450の1、2450の2の一部、2451の一部、2453の1の一部、2453の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び妙義町菅原字悪津2418の2の地先の水路等である国有地の一部を妙義町菅原字五反田に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 菅原	向菅原	2359の1の一部、2359の2の一部、2360の一部、2363の1の一部、2363の2の一部、2365の2の一部、2367の一部、2368の1の一部、2368の2
	悪津	甲2413の一部、2413の2の一部、2413の3の一部、2414、2415の1の一部、2415の2、2415の3の一部、甲2417の一部、2418の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び同区域に隣接する水路等である国有地の全部を含む。）を妙義町菅原字中宿に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 菅原	向菅原	2368の1の一部、2369の1の一部
	竹松	2834の1の一部

上記区域（同区域に隣接する水路である市有地の全部を含む。）及び妙義町菅原字向菅原2368の1、2369の1、乙2369に隣接する妙義町菅原字向菅原の水路である市有地の全部を妙義町菅原字悪津に変更する。

大 字	字	地 番
妙義町 菅原	尾崎	397の2の一部、398の1の一部、398の2の一部、398の4から398の14まで、395の一部、399の一部、400の一部、404の一部、405の一部

上記区域（同区域に介在する道路、水路である市有地の全部及び同区域に隣接する水路等である国有地の一部を含む。）を妙義町菅原字竹松に変更する。

変 更 理 由 書

市営諸戸菅原土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事 業 名 | 市営諸戸菅原土地改良事業 |
| 2 | 事 業 主 体 | 富 岡 市 |
| 3 | 事 業 年 度 | 平成18年度 ～ 平成23年度 |
| 4 | 事 業 面 積 | 40.7 ヘクタール |